

総社市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 7 号

総社市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民健康保険税条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（納税通知書等の様式）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>国民健康保険税納税通知書（その 1）</u> 様式第 1 号</p> <p>（2）<u>国民健康保険税納税通知書（その 2）</u> 様式第 1 号の 2</p> <p>（3）<u>国民健康保険税決定（更正）通知書（その 1）</u> 様式第 1 号の 3</p> <p>（4）<u>国民健康保険税決定（更正）通知書（その 2）</u> 様式第 1 号の 4</p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p>（7）略</p> <p><u>様式第 1 号（第 2 条関係）</u></p> <p>（別紙のとおり）</p>	<p>（納税通知書等の様式）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>国民健康保険税納税通知書</u> 様式第 1 号</p> <p>（2）<u>国民健康保険税決定（更正）通知書（その 1）</u> 様式第 1 号の 2</p> <p>（3）<u>国民健康保険税決定（更正）通知書（その 2）</u> 様式第 1 号の 3</p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p><u>様式第 1 号（第 2 条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前
<u>様式第1号の2</u> （第2条関係） （別紙のとおり）	<u>様式第1号の2</u> （第2条関係） 略
<u>様式第1号の3</u> （第2条関係） （別紙のとおり）	<u>様式第1号の3</u> （第2条関係） 略
<u>様式第1号の4</u> （第2条関係） （別紙のとおり）	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

税率及び賦課の根拠等について

- 1 税率
- 2 賦課期日
- 3 賦課の根拠
- 4 納期
- 5 延滞金及び督促手数料
- 6 滞納処分
- 7 不服申立て及び取消しの訴え

国民健康保険税納税通知書

被保険者番号	
通知書番号	

様

様

連番	
----	--

金融機関名			
口座種別		振替区分	
口座番号			
口座名義人			

総社市長

印

通知書番号	
-------	--

算出税額 ①		円
増減調整額 ②		円
年税額③ (①-②)		円
既賦課額④		円

差引納付額 (③-④)		円
-------------	--	---

期別	随1期	随2期	随3期	随4期	随5期
納期限					
税額	円	円	円	円	円

期別	随6期	随7期	随8期	随9期	随10期	随11期	随12期
納期限							
税額	円	円	円	円	円	円	円

国民健康保険税の算定明細

被保険者番号		通知書番号	
--------	--	-------	--

区分	医療分			支援金分			介護分			子ども分		
	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額
所得割	円 × %	%	円	円 × %	%	円	円 × %	%	円	円 × %	%	円
資産割	円 × %	%	円	円 × %	%	円	円 × %	%	円	円 × %	%	円
均等割	人 × 円		円	人 × 円		円	人 × 円		円	人 × 円		円
平等割額	円			円			円			円		
合計(A)	円			円			円			円		
軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分			軽減区分		
	所得割額		円	所得割額		円	所得割額		円	所得割額		円
	均等割額		円	均等割額		円	均等割額		円	均等割額		円
	平等割額		円	平等割額		円	平等割額		円	平等割額		円
	軽減額計(B)		円	軽減額計(B)		円	軽減額計(B)		円	軽減額計(B)		円
限度超過額(C)	円			円			円			円		
増減調整額(D)	円			円			円			円		
減免額(F)	円			円			円			円		
年税額 (A-B-C+D-E-F)	① 円			② 円			③ 円			④ 円		
	年税額 (①+②+③+④)						円					

年税額 (①+②+③+④)		円
------------------	--	---

税率及び賦課の根拠等について

- 1 税率
- 2 賦課期日
- 3 賦課の根拠
- 4 納期
- 5 延滞金及び督促手数料
- 6 滞納処分
- 7 不服申立て及び取消しの訴え

税率及び賦課の根拠等について

- 1 税率
- 2 賦課期日
- 3 賦課の根拠
- 4 納期
- 5 延滞金及び督促手数料
- 6 滞納処分
- 7 不服申立て及び取消しの訴え

通知書番号

被保険者番号

国民健康保険税決定の明細

(単位:円)

賦課明細		更正前	更正後	増減	
医療分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(A) 医療分保険税額					
支援金分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(B) 支援金分保険税額					
介護分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(C) 介護分保険税額					
子ども分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額※	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額※			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(D) 子ども分保険税額					
決定保険税額 (A) + (B) + (C) + (D)					

1人あたり18歳以上均等割額

円

税率及び賦課の根拠等について

- 1 税率
- 2 賦課期日
- 3 賦課の根拠
- 4 納期
- 5 延滞金及び督促手数料
- 6 滞納処分
- 7 不服申立て及び取消しの訴え

通知書番号

被保険者番号

国民健康保険税決定の明細

(単位:円)

賦課明細		更正前	更正後	増減	
医療分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(A) 医療分保険税額					
支援金分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(B) 支援金分保険税額					
介護分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(C) 介護分保険税額					
子ども分	所得割額	基礎額			
		× %			
	資産割額	基礎額			
		× %			
	均等割額※	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額※			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険税				
増減調整額					
減免額					
(D) 子ども分保険税額					
決定保険税額 (A) + (B) + (C) + (D)					
			1人あたり18歳以上均等割額		
				円	